

沖縄市上下水道局

## 令和5年度水質検査計画



令和4年度 水道事業管理者賞 (第64回水道週間作品)

### 水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために水質検査項目等を定めたものです。

# 目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	
(1)	給水状況	1
(2)	給水系統	2
3	原水及び浄水の水質状況	
(1)	原水の水質状況	3
(2)	浄水の水質状況	3
4	採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	
(1)	採水地点	3
(2)	検査項目・検査頻度	4
5	水質検査の方法	8
6	臨時の水質検査	8
7	水質検査計画及び検査結果の公表	9
8	その他の留意事項	
(1)	水質検査における精度管理及び信頼性の保証	9
(2)	関係機関との連携	9
資料 1	令和 5 年度採水地点	10
資料 2	水質基準項目の水質検査頻度	11
資料 3	水質管理目標設定項目の水質検査頻度	14
資料 4	毎日検査項目、水質基準項目の検査方法	16
資料 5	水質管理目標設定項目の検査方法	18
資料 6	水質基準項目の過去における最大値比較表	19
資料 7	令和 3 年度沖縄市水質検査結果	22

## 1. 基本方針

沖縄市上下水道局（以下「上下水道局」という。）は、沖縄県企業局（以下「県企業局」という。）が管理する石川浄水場と北谷浄水場から浄水を受水し、市内全域に水道水として供給しています。水道水が安全であることを確認するため、水道法及び各種法令に基づき、過去の水質検査結果や水質状況を総合的に考慮しながら、水質検査計画を策定し、実施します。

水質検査は、高度な分析機器を必要とする金属類や消毒副生成物等については、水道法第20条第3項の登録を受けた機関に委託し、残留塩素や硬度等については自己検査でも対応します。

## 2. 水道事業の概要

### （1）給水状況（令和3年度 水道事業統計年報より）

令和3年度の給水状況は次のとおりです。

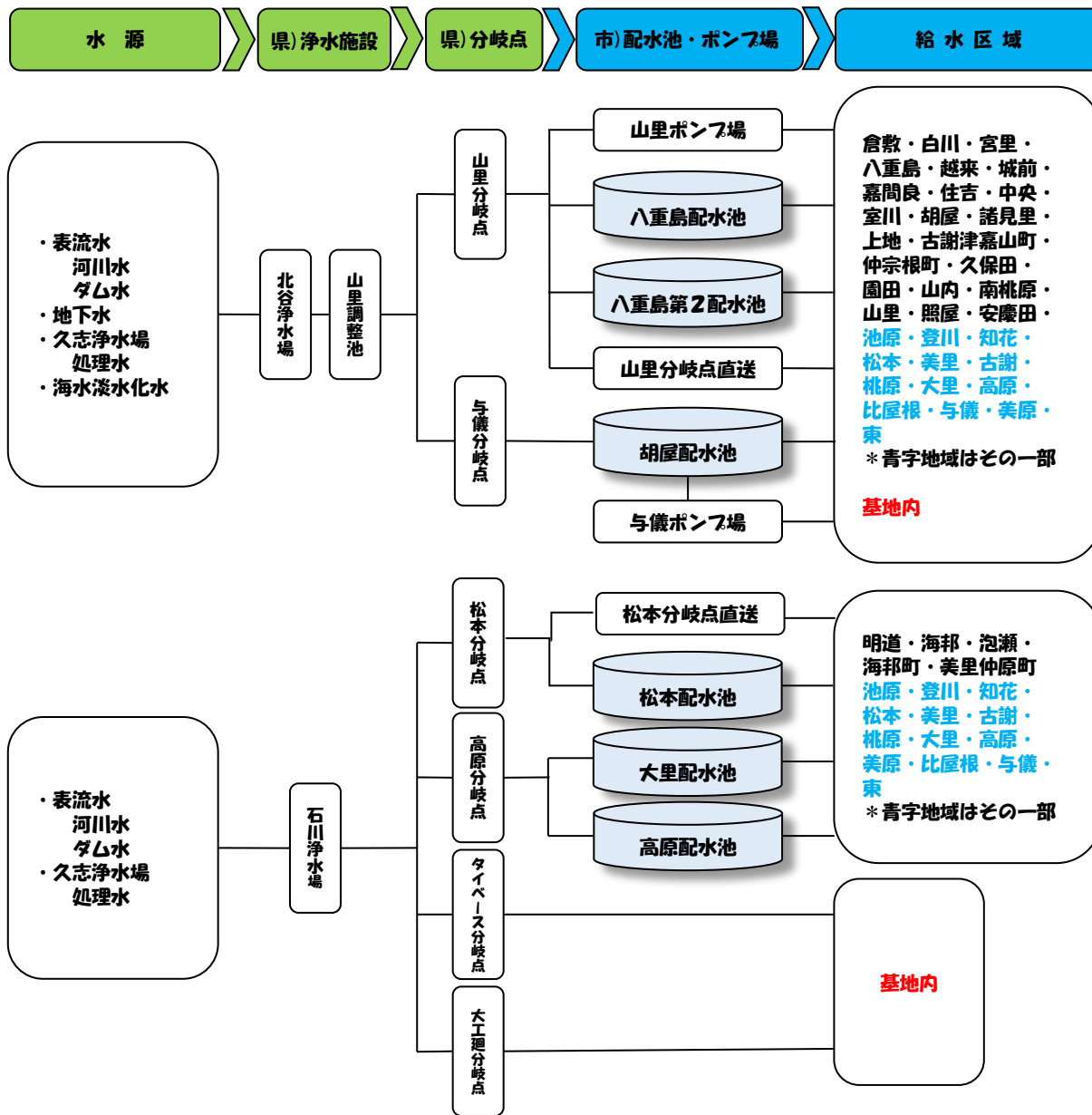
表 1. 令和3年度給水状況

	区 分	内 容	単 位	備 考
1	給水人口	142,887	人	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。
2	給水戸数	65,362	戸	給水契約の対象となっている戸数。
3	普及率	100	%	行政区域内世帯数に対する給水戸数の割合。
4	年間給水量	15,912,958	m <sup>3</sup>	民間地域の給水量
5	1人一日最大給水量	415	ℓ	
6	1人一日平均給水量	305	ℓ	
7	有収率	93.24	%	配水量のうち収益につながった水量の割合。

(2) 給水系統

沖縄市の水道水は、県企業局が管理する北谷浄水場と石川浄水場の2つの浄水場から市内6つの分岐点を経て、市内6つの配水池及び2つのポンプ場へ供給され、各家庭へ給水されています。また、一部地域は山里分岐点から直送にて給水を行っています。

図 1. 給水系統概略図



比謝川(沖縄市城前町)

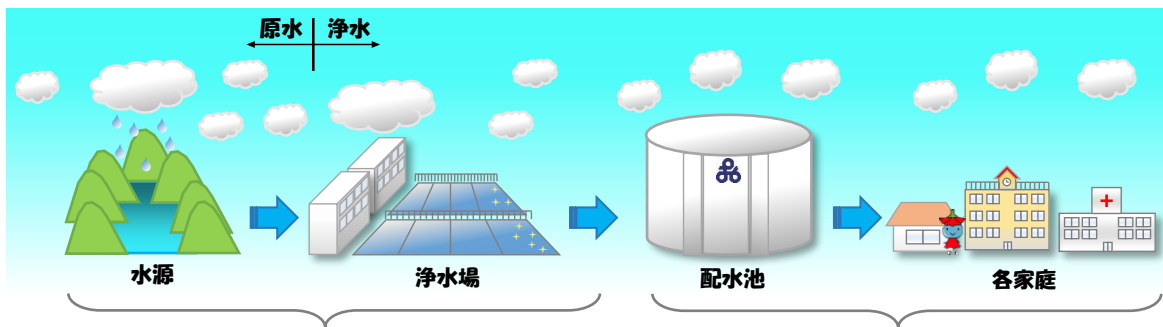


倉敷ダム



八重島第2配水池

### 3. 原水及び浄水の水質状況



#### 県企業局にて水質管理

#### 上下水道局にて水質管理

(1) 原水の水質状況

県企業局ホームページの水質年報をご参照ください。

(2) 浄水の水質状況

水源及び浄水場においては県企業局が、市内配水池から各家庭に給水されるまでは上下水道局が水質管理を行っています。

上下水道局にて水質管理している部分で留意すべき点は残留塩素です。残留塩素は、細菌類の殺菌効果があり、水道水の消毒を行うことから、一定量以上残留していることが義務付けられています。

貯水槽（タンク）を経由している給水栓（蛇口）では、貯水槽管理の不備等が原因で、残留塩素の減少や藻の発生等により水質が悪化することがあります。必要な改善に向けて広報紙や上下水道局ホームページ等で貯水槽清掃等と呼びかけています。

### 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点（資料1 P10 参照）

上下水道局で行う水質検査は、市内にある6つの配水池から給水されている末端6地点と県企業局の山里分岐点から直接給水している1地点を合計した7地点において採水し検査を行っています。

表 2. 採水地点

NO.	採水地点	配水池系統	浄水系統
1	嘉手納タンク	山里分岐点直送	北谷浄水場
2	宮里第一公園	八重島配水池	
3	倉敷ダム	八重島第2配水池	
4	グレートイースタン	胡屋配水池	
5	池原公民館	松本配水池	石川浄水場
6	ぐるくん公園	大里配水池	
7	県立教育センター	高原配水池	

(2) 検査項目・検査頻度

① 毎日検査項目等

水道法施行規則第15条第一項イに基づき、『色』『濁り』『残留塩素』の検査を1日1回以上行います。

また、平日に限り『カルシウム・マグネシウム等（硬度）』や『pH値』『電気伝導率』も検査を行います。

表 3. 毎日検査項目

NO.	項目名	基本検査頻度	設定要件	実施検査頻度
毎1	色	1日1回	省略不可	1日1回
毎2	濁り			
毎3	残留塩素 (消毒の残留効果)			
毎4	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	—	性状確認	平日1回
毎5	pH値	—		
毎6	電気伝導率	—		



② 水質基準51項目（資料2 P11, P12, P13 参照）

水質基準項目は、水道法で定められた定期の検査です。

水道法施行規則第15条第3項、第4項により規定された検査頻度で行います。ただし、過去3年間の水質検査結果を評価し、検査頻度を省略することができる項目もあります。各項目を評価し、『毎月検査項目』『年4回検査項目』『年1回検査項目』に分類しています。

イ) 毎月検査項目は、項目番号 基01、02、38、46～51 の9項目になります。

表 4-1. 毎月検査項目

NO.	項目名	基本検査頻度	省略要件	実施検査頻度
基01	一般細菌	月1回	省略不可	月1回
基02	大腸菌			
基38	塩化物イオン		連続計測及び記録がなされている場合	
基46	有機物（TOC量）			
基47	pH値			
基48	味			
基49	臭気			
基50	色度			
基51	濁度			



ロ) 年4回検査項目は、北谷浄水場系統で項目番号 10、13、21～31、33、39、40 の16項目です。石川浄水場系統は、基13、39を除いた14項目となります。

なお、北谷浄水場系統の内、八重島配水池系統については令和3年度に採水地点が変更となった事に伴い、水質基準項目51項目のうち毎月検査項目を除いた42項目が年4回検査となっています。

表 4-2. 年4回検査項目

NO.	項目名	基本検査頻度	省略要件	実施検査頻度
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3月1回	省略不可	3月1回 発生時期 年4回
基13	ホウ素及びその化合物		過去の検査結果を評価	
基21	塩素酸		省略不可	
基22	クロロ酢酸			
基23	クロロホルム			
基24	ジクロロ酢酸			
基25	ジブロモクロロメタン			
基26	臭素酸			
基27	総トリハロメタン			
基28	トリクロロ酢酸			
基29	ブロモジクロロメタン			
基30	ブロロモホルモ			
基31	ホルムアルデヒド			
基33	アルミニウム及びその化合物			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
基40	蒸発残留物			

ハ) 年1回項目は、石川浄水場系統で項目番号 基 3～9、11～20、32、34～37、39、41～45 の 28 項目です。八重島配水池系統を除いた北谷浄水場系統では、基 13、39 を除く 26 項目です。

表 4-3. 年1回項目

NO.	項目名	基本検査 頻度	省略要件	実施検査 頻度
基 03	カドミウム及びその化合物	3 月 1 回	過去の検査結果を評価	年 1 回
基 04	水銀及びその化合物			
基 05	セレン及びその化合物			
基 06	鉛及びその化合物			
基 07	ヒ素及びその化合物			
基 08	六価クロム化合物			
基 09	亜硝酸態窒素			
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			
基 12	フッ素及びその化合物			
基 13	ホウ素及びその化合物			
基 14	四塩化炭素			
基 15	1,4-ジオキサン			
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			
基 17	ジクロロメタン			
基 18	テトラクロロエチレン			
基 19	トリクロロエチレン			
基 20	ベンゼン			
基 32	亜鉛及びその化合物			
基 34	鉄及びその化合物			
基 35	銅及びその化合物			
基 36	ナトリウム及びその化合物			
基 37	マンガン及びその化合物			
基 39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			
基 41	陰イオン界面活性剤			



NO.	項目名	基本検査頻度	省略要件	実施検査頻度
基 42	ジェオスミン	発生時期 月 1 回 以上	水源に藻の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかな場合	年 1 回
基 43	2-メチルイソボルネオール			
基 44	非イオン界面活性剤	3 月 1 回	過去の検査結果を評価	
基 45	フェノール類			

③ 水質管理目標設定項目（資料3 P14, 15 参照）

水質管理目標設定項目とは、今後、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するために、水道水質管理上、留意すべき項目として設定されたものです。水質基準項目と重複した項目もありますが、より質の高い水道水をめざして基準値より厳しい目標値が設定されています。

表 5. 水質管理目標設定項目

NO.	項目名	実施検査頻度		備考
		北谷浄水場 系統	石川浄水場 系統	
目 01	アンチモン及びその化合物	年 1 回	年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 02	ウラン及びその化合物			水源が河川水
目 03	ニッケル及びその化合物			使用する資機材との関連
目 05	1,2-ジクロロエタン	年 1 回	—	水源が地下水
目 08	トルエン		—	
目 09	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)		年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 10	亜塩素酸	—	—	浄水処理過程において、消毒剤として使用していない
目 12	二酸化塩素	—	—	
目 13	ジクロロアセトニトリル	年 1 回	年 1 回	消毒副生成物
目 14	抱水クロラール			
目 15	農薬類	—	—	臨時の水質検査が必要な時に行う
目 16	残留塩素	—	—	毎日検査と重複する項目
目 17*	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	3 月 1 回	年 1 回	水質基準項目と重複
目 18*	マンガン及びその化合物	年 1 回	年 1 回	
目 19	遊離炭酸	年 1 回	年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 20	1,1,1-トリクロロエタン			
目 21	メチル-t-ブチルエーテル		—	水源が地下水
目 22	有機物等		年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 23	臭気強度(TON)			
目 24*	蒸発残留物	3 月 1 回	3 月 1 回	水質基準項目と重複
目 25*	濁度	月 1 回	月 1 回	

NO.	項目名	実施検査頻度		備考
		北谷浄水場 系統	石川浄水場 系統	
目 26*	pH 値	月 1 回	月 1 回	水質基準項目と重複
目 27	ランゲリア指数	年 1 回	年 1 回	水源が湖沼等停滞性 の地域
目 28	従属栄養細菌			細菌類
目 29	1,1-ジクロロエチレン		—	水源が地下水
目 30*	アルミニウム及びその化合物	3 月 1 回	3 月 1 回	水質基準項目と重複
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	年 2 回	—	水源が河川水

※水質基準項目と重複している項目です。

## 5. 水質検査の方法（資料 4， 5 P16～18 参照）

水質検査は以下のとおり行います。

項目	検査方法
水質基準項目	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成 15 年厚生労働省告知第 261 号)
水質管理設定項目	水質管理目標設定項目の検査方法 (平成 15 年健水発第 1010001 号〔最終改正 令和 2 年 3 月 30 日 薬生水発 0330 第 1 号〕)
省令に記載されていない項目	上水試験方法（日本水道協会）等

## 6. 臨時の水質検査

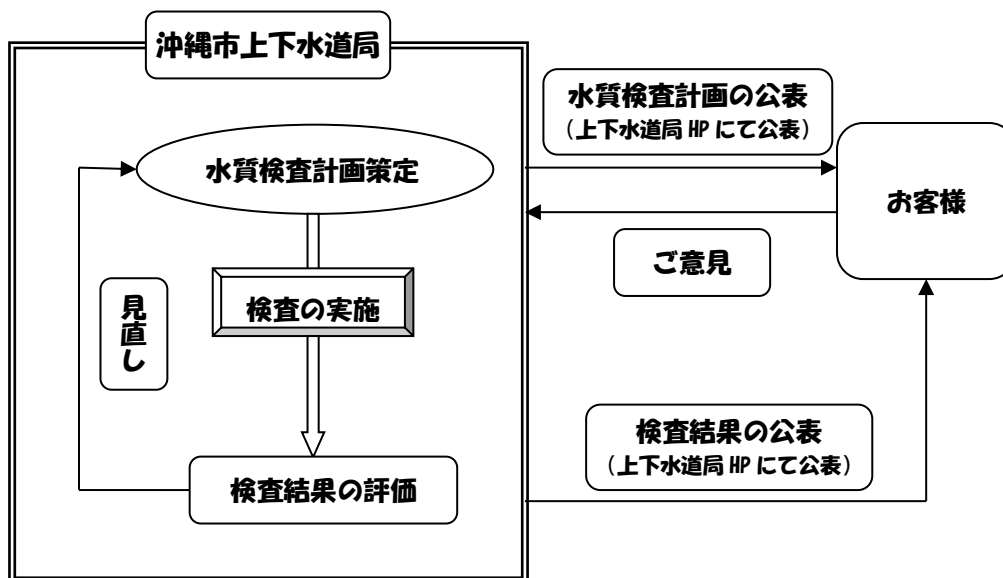
臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により、水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 浄水過程の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ④ その他特に必要があると認められるとき。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画はホームページにて公表します。公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は同ホームページに掲載します。

水質検査計画および検査結果にご意見があればお寄せ下さい。



あて先 沖縄市上下水道局 管理課

〒904-2196 沖縄市美里 5-28-1

TEL 098-937-3691 FAX 098-934-0681

URL : <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/jougesuidou/jousuidou/index.html>

## 8. その他の留意事項

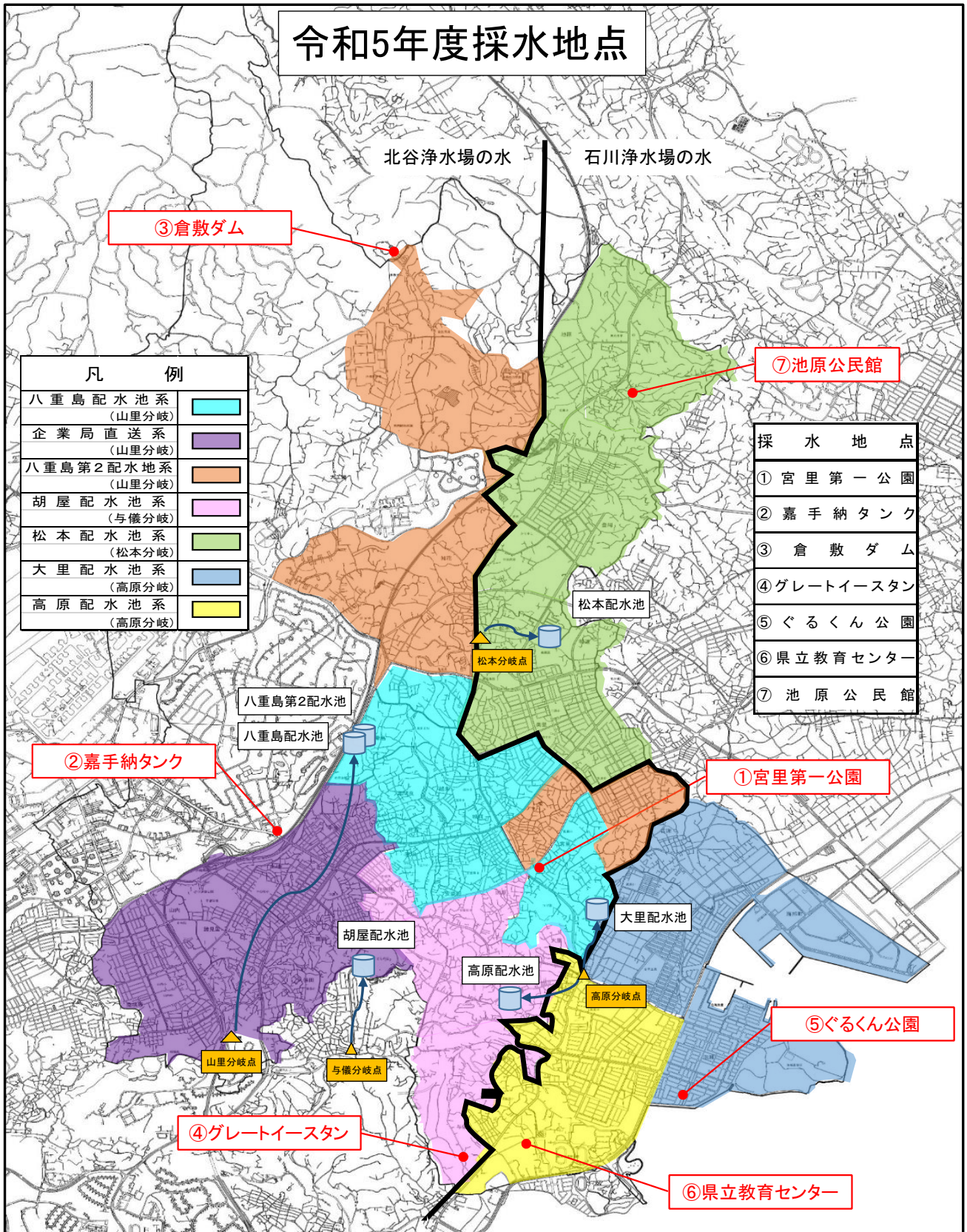
### (1) 水質検査における精度管理及び信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保障する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。そのため各項目の分析法及び分析機器操作法に基づき検査を行っています。

委託検査機関については、外部精度管理及び内部精度管理の報告書提出を義務付けています。

### (2) 関係機関との連携

上下水道局は、県企業局からの浄水を受水しているため、これらの関係機関と連絡を密にし、水質異常時にあっても即応できるよう体制を整えています。



水質基準項目(51項目)			北谷浄水場系統(嘉手納タンク他2箇所)								
検査項目	単位	水質基準	過去3年間の最大(最小)値	基本検査の頻度	省略要件	省略の可否	実施検査の頻度	設定理由			
01 一般細菌	個	100以下	40	月1回	省略不可項目	×	月1回	省略不可の為。			
02 大腸菌		検出されないこと	-			×	月1回				
03 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	< 0.0003			○	年1回				
04 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	< 0.00005			○	年1回				
05 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回				
06 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回		過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。		
07 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回				
08 六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	< 0.001			○	年1回				
09 亜硝酸態窒素 <sup>(注)</sup>	mg/l	0.04以下	< 0.004			○	年1回				
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	< 0.001			×	3月1回			省略不可の為。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.52	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。					
12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	< 0.06	3月1回	省略不可項目	○	年1回	北谷浄水場の原水に海水が含まれている為、基本検査回数とする			
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.153			×	3月1回				
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	< 0.0002			○	年1回				
15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	< 0.005			○	年1回				
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	< 0.0004			○	年1回				
17 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.0003			○	年1回		過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。		
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回				
19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回				
20 ベンゼン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回				
21 塩素酸	mg/l	0.6以下	0.1			3月1回	省略不可項目		×	3月1回	省略不可項目
22 クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	< 0.002	×	3月1回						
23 クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.007	×	3月1回						
24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.004	×	3月1回						
25 ジプロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.0227	×	3月1回						
26 臭素酸	mg/l	0.01以下	0.001	×	3月1回						
27 総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.0476	×	3月1回						
28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	< 0.002	×	3月1回						
29 プロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.0129	×	3月1回						
30 プロモホルム	mg/l	0.09以下	0.0173	×	3月1回						
31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	< 0.008	×	3月1回						
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.015	3月1回	省略不可項目	○	年1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。			
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.062			×	3月1回		基準値の1/5以上である為、基本検査頻度とする。		
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.014			○	年1回		過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
35 銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.003			○	年1回		過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	28.8			○	年1回		基準値の1/5以下なので1回/年に省略。		
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	< 0.001			○	年1回		過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
38 塩化物イオン	mg/l	200以下	49.4			月1回	連続計測及び記録がなされている場合		×	月1回	省略要件不一致
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	128			3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。		×	3月1回	基準値の1/5以上である為、基本検査頻度とする。
40 蒸発残留物	mg/l	500以下	244						×	3月1回	
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	< 0.02			発生時期月1回以上	水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかの場合		○	年1回	過去3年間に検出されていないが、安全を確認する為、年1回の頻度とする。
42 ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	< 0.000001	○	年1回						
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	< 0.000001	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。			
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	< 0.005			○	年1回				
45 フェノール類	mg/l	0.005以下	< 0.0005	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致			
46 有機物(全有機炭素(TOC)量)	mg/l	3以下	1			×	月1回				
47 pH値		5.8以上8.6以下	7.8			×	月1回				
48 味		異常でないこと	異常なし			×	月1回				
49 臭気		異常でないこと	異常なし			×	月1回				
50 色度	度	5以下	1.2			×	月1回				
51 濁度	度	2以下	0.1	×	月1回						

水質基準項目(51項目)			北谷浄水場系統(宮里第一公園)							
検査項目	単位	水質基準	過去3年間の最大/最小値	基本検査の頻度	省略要件	省略の可否	実施検査の頻度	設定理由		
01 一般細菌	個	100以下	0	月1回	省略不可項目	×	月1回	省略不可の為。		
02 大腸菌		検出されないこと	-			×	月1回			
03 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	< 0.0003	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	検査年数が3年未満の為省略要件不一致		
04 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	< 0.00005			×	3月1回			
05 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			×	3月1回			
06 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			×	3月1回			
07 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			×	3月1回			
08 六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	< 0.001			×	3月1回			
09 亜硝酸態窒素 <sup>(注)</sup>	mg/l	0.04以下	< 0.004			×	3月1回			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	< 0.001			×	3月1回		省略不可の為。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.77			×	3月1回		検査年数が3年未満の為省略要件不一致	
12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	< 0.06			×	3月1回		北谷浄水場の原水に海水が含まれている為、基本検査回数とする	
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.141	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	検査年数が3年未満の為省略要件不一致		
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	< 0.0001			×	3月1回			
15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	< 0.005			×	3月1回			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	< 0.0002			×	3月1回			
17 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.003			×	3月1回			
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0001			×	3月1回			
19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0001			×	3月1回			
20 ベンゼン	mg/l	0.01以下	< 0.0001			×	3月1回			
21 塩素酸	mg/l	0.6以下	0.07			省略不可項目	省略不可項目		×	3月1回
22 クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	< 0.002						×	3月1回
23 クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.0058	×	3月1回					
24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.003	×	3月1回					
25 ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.0171	×	3月1回					
26 臭素酸	mg/l	0.01以下	0.001	×	3月1回					
27 総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.0356	×	3月1回					
28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	< 0.002	×	3月1回					
29 ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.0101	×	3月1回					
30 ブロモホルム	mg/l	0.09以下	0.0099	×	3月1回					
31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	< 0.003	×	3月1回					
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.046	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	検査年数が3年未満の為省略要件不一致		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.03125			×	3月1回			
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.01			×	3月1回			
35 銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.009			×	3月1回			
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	31			×	3月1回			
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	< 0.001	×	3月1回					
38 塩化物イオン	mg/l	200以下	45	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	105	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	検査年数が3年未満の為省略要件不一致		
40 蒸発残留物	mg/l	500以下	210			×	3月1回			
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	< 0.02	発生時期 月1回以上	水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかの場合	×	年4回	安全を確認する為に実施する。		
42 ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	< 0.000001			×				
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	< 0.000001	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	検査年数が3年未満の為省略要件不一致		
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	< 0.005			×	3月1回			
45 フェノール類	mg/l	0.005以下	< 0.0005	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致		
46 有機物(全有機炭素(TOC)量)	mg/l	3以下	1			×	月1回			
47 pH値		5.8以上8.6以下	7.7			×	月1回			
48 味		異常でないこと	異常なし			×	月1回			
49 臭気		異常でないこと	異常なし			×	月1回			
50 色度	度	5以下	0.4			×	月1回			
51 濁度	度	2以下	0.33	×	月1回					

水質基準項目(51項目)			石川浄水場系統							
検査項目	単位	水質基準	過去5年間の最大(最小)値	基本検査の頻度	省略要件	省略の可否	実施検査の頻度	設定理由		
01 一般細菌	個	100以下	0	月1回	省略不可項目	×	月1回	省略不可の為。		
02 大腸菌		検出されないこと	-			×	月1回			
03 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	< 0.0003	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
04 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	< 0.00005			○	年1回			
05 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回			
06 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回			
07 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回			
08 六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	< 0.001			○	年1回			
09 亜硝酸態窒素 <sup>(注)</sup>	mg/l	0.04以下	< 0.004			○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	< 0.001			×	3月1回	省略不可の為。		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.09			3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	< 0.06					○	年1回	
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.017	○	年1回					
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	< 0.0002	○	年1回					
15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	< 0.005	○	年1回					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	< 0.0004	○	年1回					
17 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	< 0.0002	○	年1回					
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002	○	年1回					
19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002	○	年1回					
20 ベンゼン	mg/l	0.01以下	< 0.0002	○	年1回					
21 塩素酸	mg/l	0.6以下	0.12	3月1回	省略不可項目	×	3月1回	省略不可の為。		
22 クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	0.002			×	3月1回			
23 クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.0083			×	3月1回			
24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.004			×	3月1回			
25 ジブromクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.0152			×	3月1回			
26 臭素酸	mg/l	0.01以下	0.002			×	3月1回			
27 総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.0395			×	3月1回			
28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.002			×	3月1回			
29 ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.0122			×	3月1回			
30 ブロモホルム	mg/l	0.09以下	0.007			×	3月1回			
31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	< 0.008	×	3月1回					
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.016	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.057			×	3月1回	基準値の1/5以上なので、基本検査回数とする。		
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.039			○	年1回	基準値の1/5以下なので1回/年に省略。		
35 銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.0083			○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	20.1			○	年1回			
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	< 0.001			○	年1回			
38 塩化物イオン	mg/l	200以下	39.2	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	44	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/5以下なので1回/年に省略。		
40 蒸発残留物	mg/l	500以下	124			×	3月1回	基準値の1/5以上である為、基本検査頻度とする。		
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	< 0.02	発生時期 月1回以上	水源における濃度の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかの場合	○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
42 ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	< 0.000001			○	年1回	過去3年間に検出されていないが、安全を確認する為、年1回の頻度とする。		
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	< 0.000001	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場	○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。		
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	< 0.002			○	年1回			
45 フェノール類	mg/l	0.005以下	< 0.0005	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致		
46 有機物(全有機炭素(TOC)量)	mg/l	3以下	1.2			×	月1回			
47 pH値		5.8以上8.6以下	7.7			×	月1回			
48 味		異常でないこと	異常なし			×	月1回			
49 臭気		異常でないこと	異常なし			×	月1回			
50 色度	度	5以下	1.5			×	月1回			
51 濁度	度	2以下	0.3	×	月1回					

## 水質管理目標設定項目の水質検査頻度

水質管理目標設定項目			北谷浄水場系統		
検査項目	単位	目標値	実施検査の頻度	項目区分	備考
目01 アンチモン及びその化合物	mg/l	0.02以下	年1回	金属類	水源が湖沼等停滞性の地域
目02 ウラン及びその化合物	mg/l	0.002以下(暫定)			水源が河川水。
目03 ニッケル及びその化合物	mg/l	0.02以下			使用する資機材との関連
目05 1、2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	年1回	有機物	水源が地下水
目08 トルエン	mg/l	0.4以下			
目09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/l	0.08以下			水源が湖沼等停滞性の地域
目10 亜塩素酸	mg/l	0.6以下	-	消毒副生成物	浄水処理過程において、消毒剤として使用していない
目12 二酸化塩素	mg/l	0.6以下	-		
目13 ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.01以下(暫定)	年1回		
目14 抱水クロラール	mg/l	0.02以下(暫定)			
目15 農薬類	mg/l	検出値と目標値の比の和として1以下	-	農薬類120種	臨時の水質検査が必要なときに行う。
目16 残留塩素	mg/l	1.0以下	毎日	消毒副生成物	消毒副生成物等の観点から着目
目17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	10~100以下	3月1回 <sup>(注1)</sup>	無機物	水源が湖沼等停滞性の地域
目18 マンガン及びその化合物	mg/l	0.01以下	年1回 <sup>(注1)</sup>	金属類	
目19 遊離炭酸	mg/l	20以下	年1回	無機物	
目20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下	年1回	有機物	水源が地下水
目21 メチル-tert-ブチルエーテル	mg/l	0.02以下	年1回		
目22 有機物等	mg/l	3以下	年1回	一般性状	水源が湖沼等停滞性の地域
目23 臭気強度(TON)		3以下	年1回		
目24 蒸発残留物	mg/l	30~200以下	3月1回 <sup>(注1)</sup>	無機物	
目25 濁度		1度以下	月1回 <sup>(注1)</sup>	一般性状	
目26 PH値		7.5程度	月1回 <sup>(注1)</sup>		
目27 ランゲリア指数(腐食性)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	年1回		
目28 従属栄養細菌		2000個/ml以下(暫定)	年1回	微生物	細菌類
目29 1、1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	年1回	有機物	水源が地下水
目30 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	3月1回 <sup>(注1)</sup>	無機物	
目31 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	PFOSとPFOAの含量として0.00005mg/L以下(暫定)	年2回	有機物	水源が河川水

(注1)水質基準項目と重複する項目。



## 水質管理目標設定項目の水質検査頻度

水質管理目標設定項目			石川浄水場系統		
検査項目	単位	目標値	実施検査の頻度	項目区分	備考
目01 アンチモン及びその化合物	mg/l	0.02以下	年1回	金属類	水源が湖沼等停滞性の地域
目02 ウラン及びその化合物	mg/l	0.002以下(暫定)			水源が河川水。
目03 ニッケル及びその化合物	mg/l	0.02以下			使用する資機材との関連
目05 1、2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	-	有機物	水源が地下水
目08 トルエン	mg/l	0.4以下	-		
目09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/l	0.08以下	年1回		水源が湖沼等停滞性の地域
目10 亜塩素酸	mg/l	0.6以下	-	消毒副生成物	浄水処理過程において、消毒剤として使用していない
目12 二酸化塩素	mg/l	0.6以下	-		
目13 ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.01以下(暫定)	年1回		消毒副生成物等の観点から着目
目14 抱水クロラール	mg/l	0.02以下(暫定)			
目15 農薬類	mg/l	検出値と目標値の比の和として1以下	-	農薬類120種	臨時の水質検査が必要なときに行う。
目16 残留塩素	mg/l	1.0以下	毎日	消毒副生成物	消毒副生成物等の観点から着目
目17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	10~100以下	年1回 <sup>(注1)</sup>	無機物	水源が湖沼等停滞性の地域
目18 マンガン及びその化合物	mg/l	0.01以下	年1回 <sup>(注1)</sup>	金属類	
目19 遊離炭酸	mg/l	20以下	年1回	無機物	
目20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下	年1回	有機物	水源が地下水
目21 メチル-tert-ブチルエーテル	mg/l	0.02以下	-		
目22 有機物等	mg/l	3以下	年1回	一般性状	水源が湖沼等停滞性の地域
目23 臭気強度(TON)		3以下	年1回		
目24 蒸発残留物	mg/l	30~200以下	3月1回 <sup>(注1)</sup>	無機物	
目25 濁度		1度以下	月1回 <sup>(注1)</sup>	一般性状	
目26 PH値		7.5程度	月1回 <sup>(注1)</sup>		
目27 ランゲリア指数(腐食性)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	年1回		
目28 従属栄養細菌		2000個/ml以下(暫定)	年1回	微生物	細菌類
目29 1、1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	-	有機物	水源が地下水
目30 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	3月1回 <sup>(注1)</sup>	無機物	
目31 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	PFOSとPFOAの含量として0.00005mg/L以下(暫定)	-	有機物	水源が河川水

(注1)水質基準項目と重複する項目。

## ○毎日検査項目、水質基準項目の検査方法

検査については、水道法第20条に基づく厚生労働省登録検査機関において検査いたします。

No	検査項目	基準値	検査方法
毎1	色（色度）	5度以下	透過光測定法（390nm吸光度法） 比色法
毎2	濁り（濁度）	2度以下	積分球式光電光度法 比色法
毎3	消毒の残留効果（残留塩素濃度）	0.1mg/l以上	D P D吸光度法
毎4	p H値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
毎5	硬度	300mg/l以下	滴定法（EDTA）
毎6	電気伝導率	—	電極法
基1	一般細菌	100個/ml以下	標準寒天培地法
基2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	還元気化-原子吸光光度法
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析法
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法 液体クロマトグラフ-質量分析法
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに掲げる方法
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基30	プロモホルム	0.09mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法

## ○毎日検査項目、水質基準項目の検査方法

検査については、水道法第20条に基づく厚生労働省登録検査機関において検査いたします。

No	検査項目	基準値	検査方法
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 誘導体化-高速液体クロマトグラフ法 誘導体化-液体クロマトグラフ法-質量分析法
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	フレイムレス-原子吸光度計による一斉分析法 フレイム-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	フレイムレス-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 フレイムレス-原子吸光度計による一斉分析法
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	フレイム-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 フレイムレス-原子吸光度計による一斉分析法
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	フレイム-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 フレイムレス-原子吸光度計による一斉分析法
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	フレイムレス-原子吸光度計による一斉分析法 フレイム-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	フレイムレス-原子吸光度計による一斉分析法 フレイム-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法 滴定法
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	フレイム-原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法 滴定法
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基42	ジエオスミン	0.00001mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出-吸光度法 固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-液体クロマトグラフ法-質量分析法
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	全有機炭素計測定法
基47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法
基48	臭気	異常でないこと	官能法
基49	味	異常でないこと	官能法
基50	色度	5度以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法
基51	濁度	2度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散乱法

## ○水質管理目標設定項目の検査方法

検査については、水道法第20条に基づく厚生労働省登録検査機関において検査いたします。

	項目	目標値	検査方法
目1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02mg/l以下	水素化物発生－原子吸光度法 水素化物発生－誘導結合プラズマ発光分光分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法
目2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002mg/l以下(暫定)	誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法 固相抽出－誘導結合プラズマ発光分光分析法
目3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02mg/l以下(暫定)	フレイムレス－原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目8	トルエン	0.4mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	溶媒抽出－ガスクロマトグラフー質量分析法
目10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフーポストカラム吸光度法 液体クロマトグラフー質量分析法
目12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフーポストカラム吸光度法
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	溶媒抽出－ガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	溶媒抽出－ガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目15	農薬類	検出値と目標値の比の 和として、1以下	農薬ごとに定められた方法による
目16	残留塩素	1mg/l以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法 電流法 吸光度法 連続自動測定機器による吸光度法 ポーラログラフ法
目17	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	フレイム－原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ－発光分光分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフによる一斉分析法 滴定法
目18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01mg/l以下	フレイムレス－原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法
目19	遊離炭酸	20mg/l以下	滴定法
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	滴定法
目23	臭気強度(TON)	3以下	官能法
目24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	重量法
目25	濁度	1度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 散乱光測定法 透過散乱法
目26	pH値	7.5程度	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	計算法
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集 落数が2000以下(暫定)	R2A寒天培地法
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に 関して0.1mg/l以下	フレイムレス－原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法
目31	ペルフルオロオクタンスル ホン酸(PFOS)及びペルフル オロオクタンスル酸(PFOA)	PFOSとPFOAの含量とし て0.00005mg/L以下(暫 定)	固相抽出－液体クロマトグラフー質量分析法

## ○水質基準項目の過去における最大値比較表【北谷浄水場系統】

NO.	項目名	基準値	過去年度最大値					過去3年 最大(最小)値
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	0	40	40
基2	大腸菌	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0003	< 0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基9	亜硝酸態窒素 <sup>(注)</sup>	0.04 mg/l 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.001	< 0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	0.77	0.95	0.52	0.51	0.47	0.52
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.06	< 0.06
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.207	0.062	0.064	0.064	0.153	0.153
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.005	< 0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0002	< 0.0004
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.0003	0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.0003	0.0003
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	0.09	0.08	0.1	0.06	0.06	0.1
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	0.0052	0.0027	0.0049	0.0023	0.007	0.0070
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	0.002	< 0.002	0.003	0.004	0.003	0.004
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	0.027	0.025	0.0212	0.0194	0.0227	0.023
基26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	0.001	0.0016	0.001	< 0.001	0.001	0.0010
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	0.059	0.059	0.047	0.043	0.048	0.048
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	0.014	0.01	0.0129	0.0113	0.0122	0.013
基30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	0.024	0.025	0.0173	0.014	0.0136	0.017
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	0.002	0.002	< 0.008	< 0.008	0.005	< 0.008
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.007	< 0.005	0.003	0.003	0.015	0.015
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	0.064	0.042	0.062	0.042	0.048	0.062
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	< 0.01	< 0.01	0.014	< 0.01	< 0.01	0.014
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.002	0.003	0.001	0.002	0.003	0.003
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	35.1	32	28.8	23.7	23	28.8
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	45.3	47.6	49.4	41	48	49.4
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	144	128	128	121	114	128
基40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	245	247	228	244	210	244
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.005	< 0.005
基45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)量)	3 mg/l 以下	1	0.9	1	0.8	0.8	1.0
基47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	7.71 / 6.95	7.70 / 7.30	7.70 / 7.20	7.60 / 7.10	7.80 / 7.20	7.80 / 7.10
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5 度 以下	0.9	0.7	0.5	1.2	0.5	1.2
基51	濁度	2 度 以下	0.3	0.11	0.1	0.04	0.04	0.1

## ○水質基準項目の過去における最大値比較表【北谷浄水場系統(宮里第一公園)】

NO.	項目名	基準値	過去年度最大値					過去3年 最大(最小)値
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
基1	一般細菌	100個/ml以下	-	-	-	-	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.0003	< 0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.00005	< 0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.001	< 0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.001	< 0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.001	< 0.001
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.001	< 0.001
基9	亜硝酸態窒素 <sup>(注)</sup>	0.04 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.004	< 0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.001	< 0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	-	-	-	-	0.77	0.77
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	-	-	-	-	0.06	< 0.06
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	-	-	-	0.141	0.141
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.0001	< 0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.005	< 0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.0002	< 0.0002
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	-	-	-	-	0.003	0.003
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.0001	< 0.0001
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.0001	< 0.0001
基20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.0001	< 0.0001
基21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	-	-	-	-	0.07	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.002	< 0.002
基23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	-	-	-	-	0.0058	0.0058
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	-	-	-	-	0.003	0.003
基25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	-	-	-	-	0.017	0.017
基26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	-	-	-	-	0.001	0.0010
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	-	-	-	-	0.036	0.036
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.002	< 0.002
基29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	-	-	-	-	0.0101	0.010
基30	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	-	-	-	-	0.010	0.010
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	-	-	-	-	0.003	< 0.003
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	-	-	-	0.046	0.046
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	-	-	-	0.031	0.031
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.01	0.010
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	-	-	-	0.009	0.009
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	-	-	-	-	31.0	31.0
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.001	< 0.001
基38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	-	-	-	-	45	45.0
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	-	-	-	-	105	105
基40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	-	-	-	-	210	210
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.02	< 0.02
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.000001	< 0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.000001	< 0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.005	< 0.005
基45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	-	-	-	< 0.0005	< 0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)量)	3 mg/l 以下	-	-	-	-	1.0	1.0
基47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	-	-	-	-	7.70 / 7.40	7.70 / 7.40
基48	味	異常でないこと	-	-	-	-	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	-	-	-	-	異常なし	異常なし
基50	色度	5 度 以下	-	-	-	-	0.4	0.4
基51	濁度	2 度 以下	-	-	-	-	0.33	0.33

※宮里第一公園の検査については令和3年度からのため令和2年度以前のデータは無し。

## ○水質基準項目の過去における最大値比較表【石川浄水場系統】

NO.	項目名	基準値	過去年度最大値					過去3年 最大(最小)値
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
基1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0003	< 0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基9	亜硝酸態窒素 <sup>(注)</sup>	0.04 mg/l 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	0.16	0.11	0.09	0.09	0.09	0.09
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.06	< 0.06
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.017	0.016	0.016	0.017	0.017	0.017
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.005	< 0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0002	< 0.0004
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0001	< 0.0002
基21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	0.07	0.08	0.07	0.08	0.12	0.12
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	< 0.002	0.002	< 0.002	< 0.0002	< 0.002	0.002
基23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	0.0066	0.0072	0.0031	0.0033	0.0083	0.0083
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.004
基25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	0.013	0.018	0.013	0.011	0.0152	0.015
基26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	< 0.001	0.0021	0.002	0.0012	0.002	0.0020
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	0.034	0.041	0.03	0.026	0.0395	0.040
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	< 0.002	0.002	< 0.002	< 0.002	0.002	0.002
基29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	0.01	0.011	0.0073	0.0069	0.0122	0.012
基30	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	0.0067	0.012	0.007	0.0045	0.0058	0.007
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	0.002	0.001	< 0.008	< 0.008	0.003	< 0.008
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.03	0.013	0.013	0.007	0.016	0.02
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	0.04	0.051	0.047	0.047	0.057	0.057
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	< 0.01	< 0.01	0.039	0.0157	< 0.01	0.039
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.004	0.005	0.004	0.003	0.0083	0.008
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	18.1	17.5	20.1	16.5	16	20.1
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
基38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	28.4	39.3	39.2	26.6	27	39.2
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	47	44	43	36	44	44
基40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	110	122	124	94	100	124
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.005	< 0.002
基45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)量)	3 mg/l 以下	1.2	1.1	1.2	1	1.1	1.2
基47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	7.80 / 7.12	7.70 / 7.50	7.70 / 7.40	7.60 / 7.40	7.70 / 7.50	7.70 / 7.40
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5 度 以下	1.6	1.3	1.5	0.9	0.56	1.5
基51	濁度	2 度 以下	0.3	0.18	0.3	0.1	0.03	0.3

## 令和3年度沖縄市水質検査結果

(1) 水質基準項目(51項目)

浄水場系統別 採水場所 検査項目	単位	北谷浄水場系統				石川浄水場系統				水質基準値
		嘉手納タンク他3箇所			検査回数	ぐるくん公園他2箇所			検査回数	
		最高	最低	平均		最高	最低	平均		
水温	℃	32.0	17.0	24.5	毎日	32.0	15.0	24.7	毎日	
01 一般細菌	個	40	0	1	月1回	1	0	0	月1回	100個/ml以下
02 大腸菌		陰性	陰性	陰性	月1回	陰性	陰性	陰性	月1回	検出されないこと
03 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	年1回(年4回)	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	年1回	0.003mg/l以下
04 水銀及びその化合物	mg/l	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	年1回(年4回)	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	年1回	0.0005mg/l以下
05 セレン及びその化合物	mg/l	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回(年4回)	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回	0.01mg/l以下
06 鉛及びその化合物	mg/l	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回(年4回)	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回	0.01mg/l以下
07 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回(年4回)	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回	0.01mg/l以下
08 六価クロム化合物	mg/l	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年4回	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年4回	0.02mg/l以下
09 亜硝酸態窒素	mg/l	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	年1回(年4回)	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	年1回	0.04mg/l以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年4回	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年4回	0.01mg/l以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.77	0.18	0.45	年1回(年4回)	0.09	0.09	0.09	年1回	10mg/l以下
12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.06	0.05未滿	0.06	年1回(年4回)	0.06	0.05	0.05	年1回	0.8mg/l以下
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	0.153	0.016	0.057	年4回	0.017	0.016	0.017	年1回	1.0mg/l以下
14 四塩化炭素	mg/l	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回(年4回)	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回	0.002mg/l以下
15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	年1回(年4回)	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	年1回	0.05mg/l以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	年1回(年4回)	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	年1回	0.04mg/l以下
17 ジクロロメタン	mg/l	0.0003	0.0001未滿	0.0002	年1回(年4回)	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回	0.02mg/l以下
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回(年4回)	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回	0.01mg/l以下
19 トリクロロエチレン	mg/l	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回(年4回)	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回	0.01mg/l以下
20 ベンゼン	mg/l	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回(年4回)	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回	0.01mg/l以下
21 塩素酸	mg/l	0.07	0.06未滿	0.06	年4回	0.12	0.06未滿	0.08	年4回	0.6mg/l以下
22 クロロ酢酸	mg/l	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	年4回	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	年4回	0.02mg/l以下
23 クロロホルム	mg/l	0.007	0.001	0.0028	年4回	0.0083	0.0013	0.0038	年4回	0.06mg/l以下
24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.003	0.002未滿	0.002	年4回	0.004	0.002未滿	0.003	年4回	0.03mg/l以下
25 ジブロモクロロメタン	mg/l	0.0227	0.0067	0.0139	年4回	0.0152	0.0099	0.0129	年4回	0.1mg/l以下
26 臭素酸	mg/l	0.001	0.001未滿	0.001	年4回	0.002	0.001未滿	0.001	年4回	0.01mg/l以下
27 総トリハロメタン	mg/l	0.0476	0.0154	0.0309	年4回	0.0395	0.0211	0.0296	年4回	0.1mg/l以下
28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	年4回	0.002	0.002未滿	0.002	年4回	0.03mg/l以下
29 プロモジクロロメタン	mg/l	0.0122	0.0029	0.0069	年4回	0.0122	0.0046	0.0078	年4回	0.03mg/l以下
30 プロモホルム	mg/l	0.0136	0.003	0.0073	年4回	0.0058	0.0037	0.0051	年4回	0.09mg/l以下
31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.005	0.001未滿	0.002	年4回	0.003	0.001未滿	0.002	年4回	0.08mg/l以下
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	0.015	0.001未滿	0.005	年1回(年4回)	0.016	0.001未滿	0.007	年1回	1.0mg/l以下
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.048	0.014	0.031	年4回	0.057	0.033	0.045	年4回	0.2mg/l以下
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	年1回(年4回)	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	年1回	0.3mg/l以下
35 銅及びその化合物	mg/l	0.009	0.001未滿	0.003	年1回(年4回)	0.008	0.001	0.004	年1回	1.0mg/l以下
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	31	16	22.7	年1回(年4回)	16	16	16.0	年1回	200mg/l以下
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回(年4回)	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回	0.05mg/l以下
38 塩化物イオン	mg/l	48	21	29.0	月1回	27	23	25.8	月1回	200mg/l以下
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	114	42	79	年4回	44	32	37	年4回	300mg/l以下
40 蒸発残留物	mg/l	210	94	156	年4回	100	73	89	年4回	500mg/l以下
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	年1回(年4回)	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	年1回	0.2mg/l以下
42 ジェオスミン	mg/l	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	年4回	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	年4回	0.00001mg/l以下
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	年4回	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	年4回	0.00001mg/l以下
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	年4回	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	年4回	0.02mg/l以下
45 フェノール類	mg/l	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	年1回(年4回)	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	年1回	0.005mg/l以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)量)	mg/l	1	0.5	0.8	月1回	1.1	0.8	1.0	月1回	3mg/l以下
47 pH値		7.8	7.2	7.5	月1回	7.7	7.5	7.6	月1回	5.8~8.6
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	月1回	異常なし	異常なし	異常なし	月1回	異常でないこと
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	月1回	異常なし	異常なし	異常なし	月1回	異常でないこと
50 色度	度	0.45	0.00	0.05	毎日	0.56	0.00	0.08	毎日	5度以下
51 濁度	度	0.04	0.00	0.00	毎日	0.03	0.00	0.00	毎日	2度以下

検査期間: 令和3年4月1日~令和4年3月31日/検査機関: 沖縄市上下水道局・株式会社南西環境研究所

※( )の検査回数については宮里第一公園の検査回数

(2) 水質管理目標設定項目(27項目中、北谷系18項目・石川系13項目)

浄水場系統別 採水場所 検査項目	単位	北谷浄水場系統				石川浄水場系統				目標値
		嘉手納タンク他3箇所			検査回数	ぐるくん公園他2箇所			検査回数	
		最高	最低	平均		最高	最低	平均		
01 アンチモン及びその化合物	mg/l	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	年1回	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	年1回	0.02mg/l以下
02 ウラン及びその化合物	mg/l	0.00001	0.00001	0.00001	年1回	0.00001未滿	0.00001未滿	0.00001未滿	年1回	0.002mg/l以下(暫定)
03 ニッケル及びその化合物	mg/l	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回	0.02mg/l以下
05 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回					0.004mg/l以下
08 トルエン	mg/l	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	年1回					0.4mg/l以下
09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/l	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	年1回	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	年1回	0.08mg/l以下
13 ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	年1回	0.01mg/l以下(暫定)
14 抱水クロラール	mg/l	0.002未滿	0.001未滿	0.002未滿	年1回	0.002	0.001	0.001	年1回	0.02mg/l以下(暫定)
16 残留塩素	mg/l	0.88	0.16	0.57	毎日	0.87	0.31	0.71	毎日	0.1mg/l以上
19 遊離炭酸	mg/l	3.5	3.4	3.5	年1回	1.1	1.0	1.1	年1回	20mg/l以下
20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回	0.3mg/l以下
21 メチルtert-ブチルエーテル	mg/l	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回					0.02mg/l以下
22 有機物等	mg/l	3.0	2.2	2.7	年1回	2.6	2.5	2.5	年1回	3mg/l以下
23 臭気強度(TON)		1	1	1	年1回	1	1	1	年1回	3以下
27 ランゲリア指数(腐食性)		-1.1	-1.4	-1.3	年1回	-1.2	-1.3	-1.3	年1回	-1程度以上とし、極力0に近づける
28 従属栄養細菌		0.0	0.0	0.0	年1回	0.0	0.0	0.0	年1回	2000個/ml以下(暫定)
29 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.0001未滿	0.0001未滿	0.0001未滿	年1回					0.1mg/l以下
31 ペルフルオロオクタンルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	0.000023	0.000009	0.000015	年2回					0.00005mg/l以下(暫定)

検査期間: 令和3年4月1日~令和4年3月31日/検査機関: 沖縄市上下水道局・株式会社南西環境研究所

※水質管理目標設定項目は全27項目あり、そのうち水質基準項目(51項目)や1日1回行う検査項目(3項目)に含まれているものを除き浄水方法や使用されている